

企業の立地・増設等に係る 高森町固定資産税等優遇新制度

高森町では平成29年度より「高森町企業等立地促進に関する条例」がスタートしました。雇用創出、若者の定住等へつなげることを目的として、町内への企業の立地を推進し、あらたに雇用の場を生み出す企業に対しての支援を行います。

制度概要

高森町内で新たに企業の立地、増設されることとなった企業に対し、新たに取得した土地や事務所等、または設備等償却資産にかかる、新たに課税されることとなった固定資産税を3年間全額免除します。また、高森町内に新たに設立した法人については立地の翌年度より法人町民税を3年間全額免除します。

※「新たに」とは、令和6年1月1日以降

適用要件

①雇用者が1名以上増加すること。

※ただし中小企業でない場合は、増加する雇用者が5人以上または全雇用者の3%以上であること。

②総投資額が500万円以上であること。

※人件費は対象になりません。

※リースによる取得の場合、取得した設備の所有者がリース会社になる場合は対象外です。

③日本標準産業分類におけるサービス業のうち、政治、経済、文化団体、宗教、外国公務等を除くもの、および風営法第2条第1項及び同条第5項から第11項までに定める業者を除くものであること。

④その他施行規則の審査基準に当てはまること。

⑤町税等の滞納がないこと

⑥令和4年度末までに高森町で「先端設備等導入計画」の認定を受け設備を導入し、減免期間を満了していないこと

※①～⑤すべての要件に当てはまる場合又は⑥に該当する場合、固定資産税等を減免します。詳しくは裏面具体例をご確認ください。

※令和5年度以降の先端設備等導入計画認定に係る減免はこの制度の対象ではありません。

※下記のように適用基準をすべて満たさない場合はこの制度の適用になりません。

- ・現在町内で操業していて、工場を増設するが、雇用人数が変わらない場合。
- ・工場を増設を行い、新たに雇用するものもいるが、総投資額が500万円に満たない場合。 など

申請方法

新たに設置する工場、事務所、店舗等の運用が開始された後、令和6年12月27日までに下記の書類をご用意のうえ申請ください。必要な添付書類はそれぞれの様式をご確認ください。

- ・助成企業指定申請書（様式第1号）及び添付書類
- ・事業申請書（様式第2号）

高森町で審査し、助成企業と指定したのち、固定資産税等の課税免除申請の手続きを行っていただきますが、上記の書類を提出いただいた際にご案内します。



申請書の取得は町ホームページ又は役場産業課窓口よりお願いします

高森町ホームページ URL <https://www.town.nagano-takamori.lg.jp>

トップページ⇒しごと・事業者⇒産業振興⇒商工業⇒企業の立地、増設に関する固定資産税等減免について

具体例

高森町内に新たに工場、事務所、店舗等を設置した場合

- ・設置した工場、事務所、店舗等の土地、物件にかかる固定資産税等を3年間免除
- ・事業のため導入した設備等償却資産にかかる固定資産税等を3年間免除

土地、工場・
事務所・店舗等
…3年間免除



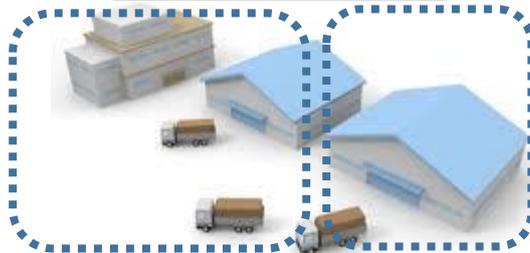
導入した設備投資
…3年間免除

高森町内で事業を実施する企業等が、現在採業している工場、事務所、店舗等または導入した設備等償却資産を拡大、増設等した場合

- ・新たに土地、物件等を取得したことで増額となる固定資産税等を3年間免除。
- ・事業のため導入した設備等償却資産にかかる固定資産税等を3年間免除。
- ・法人町民税は、新たに高森町に設立した法人に限り、立地の翌事業年度から3年間免除します。

土地・事務所など

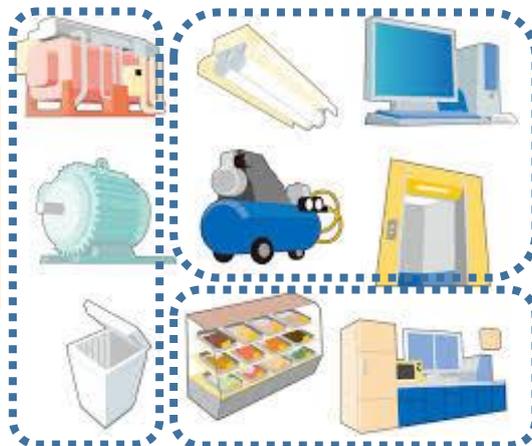
増設前から所有
していた工場、
事務所、店舗等
の土地、物件
…現状通り課税



新たに増設した事
務所等や、それにか
かわる土地、物件
…3年間免除

償却資産

増設した事業所
で新たに導入し
た設備投資
…3年間免除



増設前から所有
していた設備
…現状通り課税

増設に伴い、町内の
他事業所から移転
した設備
…現状通り課税

注意事項

- ・助成企業の認定は、1月から12月までの設備投資等の事業計画に対して行うものです。事業計画が複数年にわたる場合は、毎年申請いただく必要があります。
- ・固定資産税の課税免除は、事業計画により導入した資産等に対して行います。認定の翌年以降に導入した資産等については該当になりませんので、その資産等に対する制度適用を希望する場合には、新たに申請をいただく必要があります。

問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。

制度全般に関して 産業課 商工林務係 電話 35-9405

税金減免に関して 税務会計課 税務会計係 電話 35-9413

その他制度の概要については、町ホームページに掲載しています。

高森町ホームページ URL <https://www.town.nagano-takamori.lg.jp>